

別表 [ユニバーサルコネクト アドバンス メディカルVPN接続サービス]

1. ネットワークサービスの提供

当社（以下「乙」という）は、ネットワークサービスの利用者（以下「甲」という）に対し、第5項記載のネットワークサービス（以下「本ネットワークサービス」という）を提供します。なお、本ネットワークサービスは、甲を医療機関および薬局と限定して提供するサービスです。

2. 用語の定義

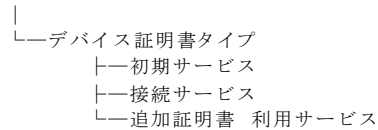
この別表においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1) 審査支払機関
社会保険診療報酬支払基金および国民健康保険団体連合会をいう。
- (2) オンライン資格確認等システム
オンライン資格確認システム、特定健診情報管理システムならびに薬剤情報管理システムの総称をいい、社会保険診療報酬支払基金および国民健康保険中央会が管理および運営するシステム
- (3) オンライン請求システム
保険医療機関・保険薬局による診療報酬等のオンライン請求のために、審査支払機関が管理および運営するシステムをいう。
- (4) オンライン資格確認等システム用設備
社会保険診療報酬支払基金および国民健康保険中央会がオンライン資格確認等システム用に準備している電気通信設備をいう。
- (5) オンライン請求システム用設備
審査支払機関がオンライン請求システム用に準備している電気通信設備をいう。
- (6) 証明書の有効期限
証明書の有効期間の最終日を有効期限という。

3. ネットワークサービスの概要

本ネットワークサービスは、甲がオンライン請求システムならびにオンライン資格確認等システムを利用するために、以下の体系により、甲設備とオンライン請求システムならびにオンライン資格確認等システム用設備間を、アクセス回線、アクセスポイント、ネットワークサービス用電気通信回線およびネットワークサービス用電気通信設備で接続し、甲がIPsecとIKEの組み合わせによる専用の仮想的閉域IPネットワーク（以下「仮想的閉域IPネットワーク」という）を利用できるようにするネットワークサービスです。

ユニバーサルコネクト アドバンス メディカルVPN接続サービス



4. ネットワークサービス提供の前提条件

- (1) 甲設備の準備
甲は、乙が本ネットワークサービスを提供する前提条件として、自己の責任と費用負担で本ネットワークサービス専用の甲設備およびアクセス回線を用意するものとします。また、甲は、甲の責任にて、乙から提供されるVPN接続専用のクライアントアプリケーション（以下「VPNクライアント」という）を甲のコンピュータ（以下「甲端末」という）にインストールし、本ネットワークサービスを利用するために必要となる初期導入設定を行うものとします。なお、甲は、VPNクライアントを乙所定の使用条件を遵守して使用するものとします。
- (2) オンライン請求およびオンライン資格確認等システムの利用手続き
甲は、本ネットワークサービスの開始日までに、甲の責任と費用負担により、社会保険診療報酬支払基金が定めるところに従いオンライン資格確認等システムの利用および審査支払機関が定めるところに従いオンライン請求システムの利用が可能となるよう必要な手続きを完了させるものとします。
- (3) デバイス証明書のインストール
甲は、「ユニバーサルコネクト アドバンス メディカルVPN接続サービス デバイス証明書タイプ」を利用するにあたり、乙が運営する公開鍵証明書認証局（以下「FENICS認証局」という）の公開鍵を含む認証局デジタル証明書（以下「認証局証明書」という）およびFENICS認証局が発行するクライアント用デジタル証明書（以下「デバイス証明書」といい、認証局証明書とあわせて「証明書」という）を乙が指定するユーザポータル（以下「ユーザポータル」という）よりダウンロードし、自己の責任と費用負担で本ネットワークサービスを利用するために、甲端末に証明書をインストールするものとします。

5. ネットワークサービスの内容

- (1) 初期サービス
 - a. 初期設定
乙は、甲が本ネットワークサービスを利用できるようにするために、ネットワークサービス用電気通信設備およびネットワークサービス用電気通信回線に対して、所定の準備作業を実施します。
 - b. 証明書の発行
乙は、甲に対し、甲が(2)利用サービスを利用するための証明書を発行します。なお、証明書は(1)初期サービスおよび(2)利用サービス（以下総称して「基本サービス」という）の契約1IDにつき2枚発行および利用できるものとします。
 - c. 接続IDの発行
乙は、甲に対し、甲が仮想的閉域IPネットワークに接続するためのIDおよびパスワードを発行します。
- (2) 利用サービス
 - a. 接続認証機能
乙は、甲が証明書をインストールした端末において、VPNクライアントを用いて仮想的閉域IPネットワークに接続しようとするときに、あらかじめネットワークサービス用電気通信設備に登録された機体チェック属性値(証明書情報)と甲端末の証明書が合致し、かつあらかじめネットワークサービス用電気通信設備に登録されたIDとパスワードと甲により入力されたIDとパスワードとの両者が一致した場合に仮想的閉域IPネットワークへの接続を許可する機能を提供します。
 - b. VPN接続機能
乙は、甲が本ネットワークサービスを利用できるようにするために、アクセスポイントから、審査支払機関が準備した接続拠点までの区間を、仮想的閉域IPネットワークにより接続します。
- (3) 追加証明書 利用サービス
乙は、甲が本ネットワークサービスを利用するための証明書を追加で提供します。なお、証明書は基本サービスの契約1IDにつき最大3枚まで追加できるものとします。

6. 証明書の有効期限について

本ネットワークサービスにて利用する証明書の有効期間は以下の記載のとおりです。有効期限を過ぎた証明書は当然に失効するものとします。甲は、失効となった証明書での本ネットワークサービスの利用はできません。本ネットワークサービスを継続使用する場合は、甲が新たに証明書をユーザポータルよりダウンロードし、証明書の切替を行うものとします。

認証局証明書：20年
デバイス証明書：5年

7. 接続サービス提供時間帯

本ネットワークサービスにおける接続サービスの提供時間帯は、24時間365日とします。ただし、利用規約に基づき、乙は接続サービスの提供を中断することができるものとします。

8. 接続サービス障害受付時間帯

本ネットワークサービスにおける接続サービスの障害受付時間帯は、9時から21時（毎月10日のみ9時から24時）とします。

9. 接続サービス障害対応時間帯

本ネットワークサービスにおける接続サービスの障害対応時間帯は、24時間365日とします。

10. 料金月

本ネットワークサービスにおける料金月は、毎月末締めとし、当月1日から当月末日までとします。

11. 留意事項

- (1) 甲は、本ネットワークサービスの利用にあたり、甲が核兵器、生物化学兵器等の大量破壊兵器およびミサイル等（以下「WMD」という）の開発等を行っていないこと、ならびに、本ネットワークサービスの利用目的がWMDまたは軍用途でないことを保証します。
- (2) 甲は、第5項に定めるサービスにおいて、ダウンロードサイトの事情等により、予告なくクライアントアプリケーション、対象ソフトウェアおよび対象アプリケーションがダウンロードできなくなる場合があることを了承するものとします。その場合、乙は、それにより甲に発生した損害について、一切の責任を負担しないものとします。
- (3) 本ネットワークサービスにより提供される証明書は、「ユニバーサルコネク ト アドバンス メディカルVPN接続サービス」への接続の認証の目的のみに提供されるものであり、甲は、証明書を他の目的に使用しないものとします。甲が証明書を他の目的に使用したことにより甲または第三者が損害を被った場合であっても、乙は、なんらの責任を負わないものとします。
- (4) 甲は、証明書を、本ネットワークサービスを利用する者以外の第三者に提供しないものとします。
- (5) 甲は、日本国内の端末からのみ本ネットワークサービスを利用します。

12. 品目一覧

本ネットワークサービスにおける品目は、以下のとおりとします。

品名	型名	備考	支払種別	単位
メディカルVPN接続サービス デバイス証明書タイプ 初期費	NS2E050S	課金対象は別途甲乙間で合意したID分	従量料金制（従量払）	ID
メディカルVPN接続サービス デバイス証明書タイプ ID利用料	NS2E050G	課金対象は別途甲乙間で合意したID数分	従量料金制（従量払）	ID
メディカルVPN接続サービス デバイス証明書タイプ 追加証明書 利用料	NS2E051G	課金対象は別途甲乙間で合意した追加証明書枚数分	従量料金制（従量払）	枚

[変更内容]

- (2020年12月10日) 本別表を適用します。
(2021年2月18日) 第3項のサービス体系を修正しました。

[凡例]

本別表では、以下の略称を用いています。

略称	名称
ID	Identification
IP	Internet Protocol
VPN	Virtual Private Network

以上